

第1審判決を受け、控訴するにあたり

《武蔵野市の住民投票条例を考える会》代表

金子宗徳

皆様におかれましては、平素より弊会の活動に御協賛を賜り、まことにありがとうございます。

武蔵野市当局は住民投票条例案の根拠として自治基本条例第19条の規定を挙げていますが、去る2月1日、自治基本条例の制定に関与した「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」が附属機関の要件を定めた地方自治法第138条の4・第3項に抵触する形で設置された疑いがあると『産経新聞』が報じました。

これは自治基本条例、ひいては住民投票条例案の法的正当性を揺るがしかねない問題です。本来であれば、当該懇談会が設置される時点で武蔵野市議会における審議・採決を経るべきでしたが、武蔵野市議会は当該懇談会に関する法的瑕疵を見過ごすばかりか、2名の市議会議員が当該懇談会に委員として参加しています。

当該懇談会の委員は計9名であり、その全員に武蔵野市当局の管理する公金から報酬が支払われています。懇談会が違法であるならば、公金から報酬を支払うことは違法です。とは言え、その違法性を知らなかった委員に報酬の返納を求めるわけにはいきません。そこで、市当局の代表者として違法な報酬の支払いを命じて市に損害を与えた邑上守正元市長・松下玲子市長に損害賠償請求をするよう市当局に求める住民監査請求を3月11日に行いました。これに対して、武蔵野市監査委員会は請求期間の時効（1年間）を経過しているとして3月29日に却下の裁定を下しましたが、弊会としては受け入れることのできぬものであり、事ここに至っては司法の判断を仰ぐよりほかないとの考えから、4月26日、邑上守正前市長・松下玲子現市長に損害賠償請求をするよう市当局に求める行政訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

この行政訴訟において、弊会は以下の2点について裁判所の判断を求めました。

- ①当該の懇談会が地方自治法第138条の4・第3項に抵触する形で設置されたのではないか。
- ②懇談会委員に対する最後の報酬支払（平成30年10月19日）から3年以上が経過していることは事実であるけれども、武蔵野市当局は懇談会が附属機関であるか否かについて明確な判断を示しておらず、法律専門家ではない一般住民が懇談会の問題性を明確に知り得たのは前掲『産経新聞』の記事を通じてである。それゆえ、住民監査請求の請求期間を定めた地方自治法242条2項の例外規定を適用できるのではないか。

これを踏まえ、入口論である②については「請求期間の徒過」を巡る例外規定を適用して本論である①を俎上に載せることを訴えた弊会に対し、武蔵野市当局は①が訴訟で取り上

げられぬよう②について例外規定の不適用を求めるという構図となりましたが、10月14日、東京地方裁判所は武蔵野市当局の主張を正当とし、弊会の訴えを却下したのです。

この判決は、2つの点で問題があります。

第1に、本論である当該懇談会の法的性格に対する判断を回避した点。

第2に、請求期間の徒過に関する規定を厳格に解釈した結果、住民監査請求のハードルを高くしてしまった点。

後者については補足が必要でしょう。

判決においては、懇談会の経過や議事録はウェブサイトなどで公開されており、情報開示請求をすれば委員に報酬が支払われていたことも判明する以上、「相当な注意力による調査」をすれば請求期間内に住民監査請求をすることは可能であったとされていますが、それらの資料を法律専門家ではない住民が確認したとしても地方自治法第138条の4・第3項に抵触しているか否かを判断することは難しく、そうした状況下で住民が住民監査請求を行うことは考えにくいのではないのでしょうか。

行政の継続性という観点からは、たとえ過去に不適法な地方公共団体の措置があったとしても、それを全否定することで却って混乱をもたらす可能性があることを想定し、請求期間に関する例外規定を安易に認めるべきではないという考えもあるでしょうが、それを過度に強調することは、地方公共団体の措置に対して疑問を懐いた住民の行動を制約することに繋がり、ひいては住民に開かれた地方公共団体を築こうとする流れに逆行するものと思われれます。

このような問題意識に基づき、10月24日、弊会は東京高等裁判所に控訴しました。弊会としては、法律専門家でない住民の実感から乖離し、地方公共団体当局の独善を追認した原判決が見直されることを期待しつつ今後の訴訟に臨みたいと思います。